

これだけで合格する！宅建士合格講座
サンプル講義用（第9回）

令和7年受験版

梶原塾

Copyright © 2005-2025 KajiwaraJuku.

2025-SP01

●2-5 免許換え（業者）

・趣旨

- ・業者は、「事務所」の新設・移転・廃止により、現在の免許証が不相当になる場合、免許換えの申請をしなければならない

*「事務所」以外の場所の設置は影響しない cf.P46

・申請方法

- ①大臣免許を受けた業者が、1の都道府県にのみ「事務所」を有することとなった場合

⇒知事に申請する

- ②A都道府県知事免許を受けた業者が、A都道府県の「事務所」を廃止し、B都道府県にのみ「事務所」を有することとなった場合

⇒B都道府県知事に申請する

- ③都道府県知事免許を受けた業者が、2以上の都道府県に「事務所」を有することとなった場合

⇒知事を経由して大臣に申請する

・有効期間

- ・新たな免許の有効期間は5年

∴免許換えによる免許の取得は、新規免許の取得となる

・通知

- ・新たな免許をした免許権者は、遅滞なく、従前の免許権者へ通知しなければならない

・その他

*免許換えの申請の他に廃業の届出・支店廃止の届出は不要

*免許換えの手続きの間でも、宅地建物取引業を引き続き営むことができる。

●2-6 廃業等の届出（業者）

・届出先

- ・業者が一定の事由が生じた場合、免許権者に届出なければならない

*大臣に対する廃業等の届出は、主たる事務所の所在地を管轄する知事を経由して届出する

kajiwara juku

梶原塾

<http://kajiwara-juku.com>

これだけで合格する！
宅建士試験過去問セレクト13年
サンプル講義用②宅地建物取引業法

令和7年受験版

2-5-2

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

甲県に事務所を設置する宅地建物取引業者B（甲県知事免許）が、乙県所在の宅地の売買の媒介をする場合、Bは国土交通大臣に免許換えの申請をしなければならない。

2-5-3

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものか・・・。

宅地建物取引業者D（甲県知事免許）は、国土交通大臣に免許換えの申請をし、その免許を受けなければ、乙県所在の宅地の売買の媒介をすることはできない。

2-5-4

次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいか・・・。

宅地建物取引業者（甲県知事免許）が、乙県内に新たに事務所を設置して宅地建物取引業を営むため、国土交通大臣に免許換えの申請を行い、その免許を受けたときは、国土交通大臣から、免許換え前の免許（甲県知事）の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする免許証の交付を受けることとなる。

2-5-5

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述は、宅地建物取引業法の規定によれば、誤っているか・・・。

宅地建物取引業者C（乙県知事免許）が国土交通大臣に免許換えの申請を行っているときは、Cは、取引の相手方に対し、重要事項説明書及び宅地建物取引業法第37条の規定により交付すべき書面を交付することができない。

2-5-2	H30-36-2	×誤り	P9	
<p>免許換えについて、業者は、「事務所」の新設・移転・廃止により、現在の免許証が不適當になる場合、免許換えの申請をしなければなりません。</p> <p>本肢では、乙県所在の宅地の売買の媒介をするだけでするので、免許換えの必要はありません。</p> <p>「業者B（甲県知事免許）・・・乙県所在の宅地の売買の媒介・・・免許換えの申請をしなければならない」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-5-3	R6-38-3	×誤り	P9	
<p>免許換えについて、業者は、「事務所」の新設・移転・廃止により、現在の免許証が不適當になる場合、免許換えの申請をしなければなりません。</p> <p>本肢では、乙県所在の宅地の売買の媒介をするだけでするので、免許換えの必要はありません。</p> <p>「業者D（甲県知事免許）・・・国土交通大臣に免許換えの申請をし・・・乙県所在の宅地の売買の媒介をすることはできない」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-5-4	R2b-29-1	×誤り	P9	
<p>免許換えについて、③都道府県知事免許を受けた業者が、2以上の都道府県に「事務所」を有することとなった場合知事を経由して大臣に申請しなければなりません。</p> <p>新たな免許の有効期間は5年、免許換えによる免許の取得は、新規免許の取得となります。</p> <p>「免許換え前の免許・・・有効期間・・・免許証の交付を受けることとなる」旨の記載が誤りとなります。</p>				

2-5-5	R3b-36-2	×誤り	P9	
<p>免許換えについて、免許換えの手続きの間でも、宅地建物取引業を引き続き営むことができます。</p> <p>「免許換えの申請・・・重要事項説明書・・・第37条の規定・・・書面を交付することができない」旨の記載が誤りとなります。</p>				

著作権者 株式会社ドリームワークス dreamworks 

梶原塾 <http://kajivarajuku.com>

複製・頒布を禁じます

本書の全部または一部を著作権法の定める範囲を超えて無断複製等をする

10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科に処せられることがあります